（気象衛星センターに置く部）

第六十四条　気象衛星センターに、次の二部を置く。

総務部

データ処理部

（データ処理部の所掌事務）

第六十六条　データ処理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気象、地象及び水象並びにこれらに関連する輻射に関する気象衛星による観測に関すること。

二　気象、地象及び水象並びにこれらに関連する輻射に関する気象衛星による気象通信に関すること。

三　気象無線報の受信に関すること。

四　前二号に掲げるもののほか、気象衛星センターの所掌事務を遂行するために行う気象通信に関すること。

五　電気施設及び機械施設に関すること。

六　図書及び資料の刊行及び整理に関すること。

第六十七条　削除

（気候変動・海洋情報調整官）

第九十五条の三　管区気象台の気象防災部に、それぞれ気候変動・海洋情報調整官一人を置く。

2　気候変動・海洋情報調整官は、次に掲げる事務に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

一　（略）

二　海上気象、海水象及び地球的規模の気象並びにこれらに関連する輻射に関する観測の成果の発表に関すること（観測課（東京管区気象台にあっては、技術課）の所掌に属するものを除く。）。

三　気候、海上気象、海水象及び地球的規模の気象に関する情報の収集及び発表に関すること。

（地球環境・海洋課の所掌事務）

第百六条　地球環境・海洋課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　前号に掲げるもののほか、海面水温の予報に関すること（気候変動・海洋情報調整官の所掌に属するものを除く。）。

四　海上気象及び海水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること（気候変動・海洋情報調整官の所掌に属するものを除く。）。

五　地球的規模の気象及びこれに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること（気候変動・海洋情報調整官及び観測課（東京管区気象台にあっては、技術課）の所掌に属するものを除く。）。

（気象衛星センターに置く部）

第六十四条　気象衛星センターに、次の三部を置く。

総務部

データ処理部

情報伝送部

（データ処理部の所掌事務）

第六十六条　データ処理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気象、地象及び水象並びにこれらに関連する輻射に関する気象衛星による観測（以下単に「気象衛星による観測」という。）に係るデータ処理に関すること。

二　気象衛星による観測の成果の統計に関すること。

三　気象衛星による観測並びに気象、地象及び水象並びにこれらに関連する輻射に関する気象衛星による気象通信（以下単に「気象衛星による気象通信」という。）を行うための気象衛星の運用に関すること。

四　気象衛星による観測及び気象衛星による気象通信に関するシステムの管理及び開発に関すること。

五　気象衛星による観測に係るデータ処理を行うための情報システム及び機械施設に関すること。

六　図書及び資料の刊行及び整理に関すること。

（情報伝送部の所掌事務）

第六十七条　情報伝送部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気象衛星による気象通信に関すること（データ処理部の所掌に属するものを除く。）。

二　気象無線報の受信に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、気象衛星センターの所掌事務を遂行するために行う情報伝送その他の気象通信に関すること。

四　電気施設及び機械施設に関すること（データ処理部の所掌に属するものを除く。）。

（海洋情報調整官）

第九十五条の三　管区気象台の気象防災部に、それぞれ海洋情報調整官一人を置く。

2　海洋情報調整官は、次に掲げる事務に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

一　（略）

二　海上気象及び海水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測の成果の発表に関すること。

三　海上気象及び海水象に関する情報の収集及び発表に関すること。

（地球環境・海洋課の所掌事務）

第百六条　地球環境・海洋課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　前号に掲げるもののほか、海面水温の予報に関すること。

四　海上気象及び海水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

五　地球的規模の気象及びこれに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること（観測課（東京管区気象台にあっては、技術課）の所掌に属するものを除く。）。